

太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき組織することとし、「太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、太田川流域で堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、国、広島県、広島市、安芸太田町等が減災のための目標を共有し、連携・協力して、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報並びに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等の共有。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針の作成・共有。
- 三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施。

(幹事会の構成)

第5条 協議会には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会の実施事項)

第6条 幹事会は、次に掲げる事項を実施する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

(ダム洪水調節機能部会)

第7条 太田川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム洪水調節機能部会を置く。

2 ダム洪水調節機能部会は、設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、太田川河川事務所流域治水課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し事務局会議を開催することができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、平成28年6月1日から施行する。

平成30年3月29日一部改正

令和 元年6月25日一部改正

令和 2年3月25日一部改正

令和 3年6月8日一部改正

令和 3年11月30日一部改正

令和 5年6月1日一部改正

別表 1

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所長
国土交通省 中国地方整備局 温井ダム管理所長
国土交通省 国土地理院 中国地方測量部長
気象庁 広島地方気象台長
広島県 土木建築局長
広島市 中区長
広島市 東区長
広島市 南区長
広島市 西区長
広島市 安佐南区長
広島市 安佐北区長
広島市 安芸区長
広島市 佐伯区長
府中町長
安芸太田町長

別表 2

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所副所長
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所副所長
国土交通省 中国地方整備局 温井ダム管理所専門官
国土交通省 国土地理院 中国地方測量部 次長
気象庁 広島地方气象台 防災管理官
広島県 道路河川管理課長
広島市 危機管理室長
広島市 中区 副区長
広島市 東区 副区長
広島市 南区 副区長
広島市 西区 副区長
広島市 安佐南区 副区長
広島市 安佐北区 副区長
広島市 安芸区 副区長
広島市 佐伯区 副区長
府中町 危機管理課長
安芸太田町 総務課長

太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

ダム洪水調節機能部会 設置要綱

(目的)

第1条 「ダム洪水調節機能部会」(以下「ダム部会」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものであり、ダム部会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(ダム部会の実施事項)

第2条 ダム部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(ダム部会の対象ダム)

第3条 ダム部会は、太田川水系における、温井ダム、立岩ダム、王泊ダム、樽床ダム、南原ダム、明神ダム、鱒溜ダム、柴木川ダム、宇賀ダムを対象とする。

(ダム部会の構成)

第4条 ダム部会は、別表3の職にある者をもって構成する。

- 2 ダム部会は、必要に応じて別表3の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(ダム部会資料等の公表)

第5条 ダム部会は、原則非公開とし、ダム部会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、ダム部会の了解を得て公表しないものとする。

2 ダム部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

3 ダム部会の結果を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局 太田川河川事務所が務める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

(附則)

第8条 この規約は、令和3年11月30日から施行する。

令和6年5月16日一部改正

別表 3

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長

広島県 土木建築局長

国土交通省 中国地方整備局 温井ダム管理所長

中国電力株式会社 西部水力センター所長

広島県水道広域連合企業団企業長

広島市水道事業管理者

気象庁 広島地方気象台長